

令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務に係る企画競争募集要領

令和5年3月2日
経済産業省産業技術環境局総務課産業技術法人室

1. 事業の目的

福島をはじめ東北の復興を一層推進し、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、令和4年6月に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）が改正され、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）を設立することとなった。

機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものであり、令和5年4月に設立することを予定している。

また、新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）においては、「原子力災害の被害を最も大きく受けた福島において、機構が中核となって行う取組を、新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置付け、国の総力を挙げて推進していく。」とし、施策の推進のための基本的な方針において、

- ・ 福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現など世界共通の課題の解決をも目指す
- ・ 機構は、国際的な研究機関の既存の協力関係も参考にしながら、海外の研究機関や研究者との連携交流や国内外の学会の誘致などにより世界的な課題への貢献を図るとともに、産業化や人材育成にもつなげていく

としている。

これらを踏まえ、機構の知名度の向上及び機構が創造的復興の中核拠点となるために不可欠な地域社会との協働・共生活動の端緒となるよう、機構の活動等を国内外に発信し、機構の世界的な知名度の向上につなげるため、国際放射線単位測定委員会（ICRU）年次会合及び国際シンポジウムの開催、ICRU委員による国内視察等の実施を予定している。

ICRU年次会合	令和5年4月16日～同月19日	福島県いわき市内
ICRU国際シンポジウム	令和5年4月19日	同上
ICRU委員の視察	令和5年4月20日	福島県浜通り
	4月21日	千葉県千葉市内

本事業は、これらの会議等を開催するに当たり、企画、準備、運営等の支援業務を委託するものであり、これらについて、効果的な運営等について提案を募るものである。

2. 業務の内容

国際放射線単位測定委員会（ICRU）年次会合等の開催等の支援を行う。

(1) 国際放射線単位測定委員会（ICRU）年次会合及びレセプション

放射線・放射能に関する量・単位の定義や計測等に関する会議等を開催する。

(2) ICRU国際シンポジウム及びディナー

放射線計測と福島復興に関する国際シンポジウムを開催し、関係者による講演等を行う。

(3) ICRU委員の視察

福島県内に所在する東日本大震災及び原子力災害に関する施設、量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所の視察を行う。

詳細については、別添の仕様書案を参照すること。

3. 留意事項

- (1) 経済産業省等の関係者との緊密な連携のもと、適切な企画及び運営を行うために、事業全体を管理するための体制を整えること。
- (2) 企画、運営及び実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に十分注意し、その対策を講じた上で実施すること。

4. 事業実施期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和5年8月31日までとする。

5. 予算額

本業務の予算額は、40,000千円（税込み）以内とする。

なお、提案された額を確約するものではなく、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定する。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」又は「B」の等級に格付けされた者であること。
- (4) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者でないこと。
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (7) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

7. 企画提案書の提出期限及び提出方法

(1) 企画提案書の提出期限

① 企画提案書の提出期限

令和5年3月22日（水）12時（必着）

② 企画提案書の提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 産業技術環境局 総務課 産業技術法人室

担当 金子

(2) 企画提案書の提出方法

上記の提出先宛てに次の資料を持参、郵送又は宅配便により提出すること。

① 紙に印刷したもの 10部（うち7部は、全頁について提案（社）者名を被覆すること。）

② 企画提案書を記録した記録媒体（CD-R又はDVD-R） 1部

記録形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Just System 一太郎又はpdfとする。

③ 全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し 1部

④ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式2） 1部

⑤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている場合は、これらの認定通知書の写し 各1部

8. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項等

(1) 企画提案書の作成上の基本事項

企画提案書は、本事業における具体的な取組方法についての提案を求めるものである。

企画提案書作成事項（別紙1）に従って作成すること。

(2) 企画提案書の様式

企画提案書の様式は、様式1及び様式2を除き、自由とする。企画提案書は、10枚程度以内とし、提案の内容について具体的かつ明確に記載すること。内容について詳細な説明資料がある場合は、添付して差し支えない。

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この要領、様式1及び様式2に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

9. 企画競争説明会の開催

企画競争説明会を次の日時により開催する。

日時 令和5年3月6日（月）16時00分

場所 経済産業省総合庁舎別館

オンライン（Microsoft Teams）でも実施する。

参加を希望する者は、法人名、参加者名（ふりがな）、所属（部署名）、連絡先電話番号、電子メールアドレス及び参加の方法（来訪又はオンラインの別）について、令和5年3月6日（月）10時までに、次の宛先に電子メールにより事前登録を行うこと。

宛先 sangi-sansoken-jimu@meti.go.jp

件名 事前登録 3月6日 企画競争説明会

企画競争説明会について質問等がある場合は、10. の担当者まで問い合わせること。

10. 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書（A4判。様式自由）により行うものとし、電子メール、持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。

質問の文書には、回答を受ける担当窓口の法人名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

① 受付期間 令和5年3月2日（木）から令和5年3月22日（水）12時まで（必着）

② 質問提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 産業技術環境局 総務課 産業技術法人室

担当 金子

電話 03-3501-1366

電子メール sangi-sansoken-jimu@meti.go.jp

11. 審査の方法

この募集要領に基づき提出された企画提案書について、外部有識者のみにより構成される第三者委員会において、令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務に係る企画提案書審査の手順について（別紙2）及び令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務企画提案書審査基準及び採点表（別紙3）に基づき審査を行い、業務の目的に最も合致し、優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、採択予定者とする。

審査に当たっては、参加資格を満たしている者で、かつ、期限までに提案書を提出した者によるプレゼンテーションを開催する。プレゼンテーションは、令和5年3月23日（木）午前（予備日：令和5年3月24日（金）午前）に、経済産業省総合庁舎において、提出した提案書を基に、1社30分程度で説明いただくことを予定している。詳細については、別に電子メールにより連絡する。

1 2. 企画競争の無効

- (1) 企画競争の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、企画提案書を無効にする。
- (3) 1者あたり1件の企画提案書の提出を限度とし、複数の企画提案書を提出した場合は、提出した全ての企画提案書を無効とする。

1 3. 選定結果の通知及び公表

企画提案書を提出した全ての者に、令和5年3月中に電子メールにより通知する。
採択予定者に選定された提案者については、経済産業省のホームページに提案者名を公表する。

1 4. 契約の締結

- (1) 企画競争の結果、採択予定者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、経済産業省と契約関係を生ずるものではない。
- (2) 採択予定者に選定された事業者は、通知の受領後、速やかに企画提案書を反映した形により、経済産業省と別添仕様書案を基に仕様書の確定を行うものとする。
- (3) 経済産業省は、選定された採択予定者から見積書を徴収する。
- (4) 経済産業省が採択予定者と契約する地位については、福島復興再生特別措置法に基づき福島国際研究教育機構が設立された場合、福島国際研究教育機構が承継するものとする。

1 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 採用された企画提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (6) 採択予定者の企画提案書は、福島復興再生特別措置法に基づき福島国際研究教育機構が設立された場合、福島国際研究教育機構に提供する。

企画提案書作成事項

企画提案書は、以下の項目について、様式1、様式2及びその他企画提案提出物を10枚程度以内で作成すること。ただし、資料の添付が必要な場合は、別添として差し支えない。

1. 事業内容

(1) 事業概要

① 事業の目的及び必要性

ア 事業の実施により達成しようとする目的を簡潔かつ明確に記述すること。

イ 本事業を実施するに当たっての課題及びその解決方法、重視する点について記述すること。

② 業務内容

本企画競争における企画提案においては、独自の提案を含め、本件事業における業務の実施方法について提案すること。

③ 実施体制

ア 事業を実施するに当たっての事業主体内での体制、役割分担、他の主体との協力体制等、事業の実施体制を記述すること。図を用いることも可である。

イ 配置予定の全体管理者の経歴、手持ち業務等及び業務内容ごとの業務従事者の配置及び役割分担を記述すること。このほか、業務の実施に必要な他の関係者、協力者等に関する情報（氏名及び略歴の一覧）についても記述すること。

(2) 留意事項

① 上記1（1）について、経済産業省等の関係者との緊密な連携のもと、適切な企画及び運営を行うために、事業全体を管理するための体制を整えること。

② 上記1（1）の企画、運営及び実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に十分注意し、その対策を講じた上で実施すること。

③ 式典等には外国等の要人が参加する可能性がある。その場合は、経済産業省、警備当局等の指示の下、警護等に関する計画を検討すること。

(3) 情報の適切な取扱いについて

事業を実施する際、個人情報を取り扱うため、個人情報の適切な取扱いについても具体的な対策を講じること。

(4) 企画提案提出物（様式自由）

① 上記1（1）②に関する構想、内容及び手法等を説明する資料を提出すること。

② 事業の全体計画として業務の実施フロー及び業務実施スケジュールについて記述すること。

③ 本事業に関連するこれまでの取組の状況として、過去5年以内における各府省での同様の事業実績を記述すること。

2. 事業費の積算内訳等（様式自由）

本事業費の積算項目を明記するとともに、積算内訳を作成すること。

以上

令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務に係る
企画提案書審査の手順について

1. 企画提案書の審査方法

選考委員により、国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務の企画提案を評価する。

【採点基準】

〈評価〉	〈配点〉
・ S (通常の想定を超える卓越した内容である)	(10点) (20点)
・ A (通常の想定される提案としては最適な内容である)	(6点) (12点)
・ B (概ね妥当な内容であると認められる)	(3点) (6点)
・ C (内容が不十分である、あるいは記載がない)	(0点) (0点)

【ワーク・ライフ・バランス等推進企業の採点基準】

プラチナえるぼし認定企業	10
えるぼし認定企業 3段階目	8
えるぼし認定企業 2段階目	7
えるぼし認定企業 1段階目	4
えるぼし認定企業 行動計画	2
プラチナくるみん 認定	10
くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 認定	7
くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 認定	6
トライくるみん 認定	5
くるみん(平成29年3月31日までの基準) 認定	4
ユースエール 認定	8

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

2. 採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

3. 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を決定する。

- ア 「S」の数が多い方を契約候補者とする。
- イ 「S」の数が同数の場合は、「A」の数が多い方を契約候補者とする。
- ウ 「A」の数も同数の場合は、「B」の数が多い方を契約候補者とする。
- エ 「B」の数も同数の場合は、委員の多数決によって契約候補者とする。
- オ 委員の多数決が同数の場合は、委員長の点数により選定する。

令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務
企画提案書審査基準及び採点表

委員名 :

提案者 :

審査項目		配点	評価	得点
1. 事業の目的、内容及び実施方法				
(1)	本事業の実施に当たっての課題を正しく認識し、その目的及び趣旨を理解しているか。	10		
(2)	業務目的を実現するために有効な業務内容が提案されているか。	20		
(3)	業務実施方法と業務目的との整合性が取れているか。	10		
(4)	経済産業省が示す事業内容以外に、本事業目的に対し有効な事業内容が提案されているか。【新規性・独自性】	10		
2. 事業実施計画				
	事業の目的及び内容に対し、事業実施計画（スケジュール）、人員、事業実施手順等は妥当か。	20		
3. 事業実施体制				
(1)	組織として、本事業の類似の業務に対する実績（5年以内）及び実施するための能力を有しているか。	10		
(2)	国からの要望に迅速かつ柔軟に対応することができる体制が整っているか。	10		
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、次世代育成支援対策推進法（次世代法）、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定がなされているか。 プラチナえるぼし えるぼし認定企業 3段階目 えるぼし認定企業 2段階目 えるぼし認定企業 1段階目 えるぼし認定企業 行動計画 プラチナくるみん 認定 くるみん（R4.4.1以降の基準）認定 くるみん（H29.4.1からR4.3.31までの基準）認定 トライくるみん 認定 くるみん（H29.3.31までの基準）認定 ユースエール 認定		10		
		8		
		7		
		4		
		2		
		10		
		7		
		6		
		5		
		4		
		8		
※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。				

令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務仕様書

1. 事業名

令和5年度国際放射線単位測定委員会年次会合開催等支援業務

2. 事業の目的

福島をはじめ東北の復興を一層推進し、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、令和4年6月に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）が改正され、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）を設立することとなった。

機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものであり、令和5年4月に設立することを予定している。

また、新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）においては、「原子力災害の被害を最も大きく受けた福島において、機構が中核となって行う取組を、新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置付け、国の総力を挙げて推進していく。」とし、施策の推進のための基本的な方針において、

- ・ 福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現など世界共通の課題の解決をも目指す
- ・ 機構は、国際的な研究機関の既存の協力関係も参考にしながら、海外の研究機関や研究者との連携交流や国内外の学会の誘致などにより世界的な課題への貢献を図るとともに、産業化や人材育成にもつなげていく

としている。

これらを踏まえ、機構の知名度の向上及び機構が創造的復興の中核拠点となるために不可欠な地域社会との協働・共生活動の端緒となるよう、機構の活動等を国内外に発信し、機構の世界的な知名度の向上につなげるため、国際放射線単位測定委員会（ICRU）年次会合及び国際シンポジウムの開催、ICRU委員による視察等を実施することとしている。

本事業は、これらの会議等の企画、準備、運営等の支援業務を委託するものである。

3. 業務の概要

国際放射線単位測定委員会（ICRU）年次会合及び国際シンポジウムの開催、ICRU委員の視察等の実施を支援する。

業務内容の詳細については、別紙を参照のこと。

※ 国際放射線単位測定委員会（ICRU）は、放射性物質の量と単位及び測定に関する国際的な統一と規格化を図るための国際組織として、1925年の第1回国際放射線医学会

議で国際X線単位委員会として設立された。ICRUは、科学者と技術者からなる委員15名と、特定の課題について適宜設立される報告書委員会(Report Writing Committee)とにより構成されている。

(1) 国際放射線単位測定委員会(ICRU)年次会合等の開催

ICRU委員、会場等関係者との連絡調整、委員の送迎、機材手配等の会場の準備及び管理、飲み物等の手配等を行う。

① 開催日及び開催場所

ICRU年次会合	令和5年4月16日(日)
	～4月19日(水)午前 福島県いわき市
ICRU国際シンポジウム	令和5年4月19日(水)午後 福島県いわき市
ICRU委員の視察	令和5年4月20日(木) 福島県浜通り 4月21日(金) 千葉県千葉市内

② 開催日程の詳細

令和5年4月16日(日)	午前：ICRU役員会議 午後：ICRU年次会合 夜：レセプション
4月17日(月)	ICRU年次会合
4月18日(火)	ICRU年次会合
4月19日(水)	午前：ICRU年次会合 午後：ICRU国際シンポジウム 夜：ディナー
4月20日(木)	ICRU委員の視察(東京電力福島第1原子力発電所等) ※希望者のみ
4月21日(金)	視察(量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所) ※希望者のみ

③ 開催概要

i) ICRU年次会合

日時	令和5年4月16日(日)	9時から18時まで
	4月17日(月)	同上
	4月18日(火)	同上
	4月19日(木)	9時から12時まで

場所 いわきワシントンホテル

福島県いわき市平字一町目1番

参加予定者数 20名程度 (ICRU委員及びICRU年次会合のオブザーバー)

内容 放射線・放射能に関する量・単位の定義や計測等に関する会議

その他 場所は、令和4年度中に予約をしている。

ii) レセプション

年次会合の初日終了後、レセプションを開催する。25名程度が参加する。

(2) ICRU国際シンポジウム等の開催

登壇者等関係者との連絡調整、参加受付及び案内、司会者、同時通訳者及びカメラマンの手配、機材手配等の会場準備、受付及び会場案内、飲み物の手配、当日の進行等シンポジウムの準備及び運営を行う。ICRU国際シンポジウムの参加者、オンライン配信の閲覧者等を対象にアンケートを実施し、集計、分析等を行う。

また、ICRU国際シンポジウムの開催日のディナーを企画運営する。

i) ICRU国際シンポジウム

日程 令和5年4月19日（水）13時から17時40分まで

場所 いわきワシントンホテル

福島県いわき市平字一町目1番

参加予定者数 100名程度

テーマ（予定） 放射線計測と福島復興

講演者（予定） 国際放射線単位測定委員会（ICRU）委員

産業技術総合研究所

日本原子力研究開発機構

量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所

東北大学

※外国からの招待者、出演者を含む。

その他 同時通訳を行う。また、オンラインによる映像の配信を行う。音声は、発言者及び同時通訳の2種類。

会場は、令和4年度中に予約をしている。

ii) ディナー

35名程度が参加する。

(3) ICRU委員の視察

ICRU委員等、視察先等との連絡調整、ICRU委員等の移動、昼食の手配等を行う。

i) 令和5年4月20日（木）

視察場所 東京電力福島第1原子力発電所 等

参加予定者数 25名程度

移動 大型バス（2台程度）

ICRU委員、ICRU委員の同伴者（数名程度）及びICRU年次会合のオブザーバー（数名程度）のうち、視察希望者が参加する。

ii) 令和5年4月21日（金）午前

視察場所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所

千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

参加予定者数 少人数

ICRU委員、ICRU委員の同伴者（数名程度）及びICRU年次会合のオブザーバー（数名程度）のうち、視察希望者が参加する。

(4) 実施報告書等の作成

① 打合せの報告書

打合せを行った際は、打合せ終了後3日以内（閉会日を除く。）に議事録を提出し、担当職員の承認を得ること。

② シンポジウムの開催記録等の報告書

I C R U国際シンポジウムの開催記録等を報告書にまとめる。

書面5部及び電子データを記録した媒体（D V D等）を令和5年8月31日までに提出すること。

(5) その他

① 本業務を実施するに当たり、国際放射線単位測定委員会（I C R U）年次会合等の場所の使用等について、機構の設立記念シンポジウムの実施者と調整すること。

名称 福島国際研究教育機構設立記念シンポジウム（仮称）

開催日 令和5年4月15日（土）

場所 いわきワシントンホテル

福島県いわき市平字一町目1番

窓口となる担当者は、発注者から連絡する。

② 本業務を実施するに当たり、次の機関との連絡及び調整を図ること。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 国際計量室

茨城県つくば市梅園一丁目1-1 中央第3事業所

窓口となる担当者は、発注者から連絡する。

③ 必要な事項及び変更が生じた場合は、発注者と協議の上で対応すること。

4. 事業期間

契約締結日から令和5年8月31日まで

5. その他特記事項

(1) 全般

① 本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、受託者は、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。

② 受託者は、本事業に関して必要に応じて助言等を行い、また助言を求められた場合には、速やかに対応し、発注者の必要とする内容を充足した業務を行うこと。

③ 受託者が行う提案、報告及び相談等は、基本的に、書面により実施し、内容について発注者の承認を得ること。

④ 民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 著作権等の取り扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権」という。）は、発注者が保持するものとする。ただし、次のア及びイについて、いずれも遵守することについて受託者から書面で届け出があり、発注者が了承した場合には、発注者は譲り受けないものとする。
- ア 受託者は、発注者が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を発注者に許諾する。
- イ 受託者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、発注者が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ② 成果物に含まれる受託者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。ただし、受託者は、発注者が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を得られるよう、努めるものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(3) 守秘義務

- ① 受託者は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- ② 受託者は、本事業に関わる一切の情報を他の情報と明確に区別して、本事業の目的以外に使用しないこと。
- ③ 受託者は、本事業終了時に保有する本事業に関わる情報について、それらが記載されている媒体全てを発注者に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、発注者と協議の上、その対応を決定するものとする。

業務の内容

1. 国際放射線単位測定委員会（ICRU）年次会合（令和5年4月16日～令和5年4月19日）

- ・委員、関係者等との調整
- ・計画作成、打ち合わせ等の実施
- ・会場（いわきワシントンホテル）及び備品の手配
- ・会場図面の製作
- ・屋内誘導サインの製作
- ・機材の手配（新型コロナウイルス感染拡大防止対策の備品を含む。）
- ・配布資料の印刷、製本
- ・事前受付関連（ICRU国際シンポジウム参加登録システム、サーバの運用、その他事務手続き等）
- ・名札の製作
- ・受付備品の手配、設置調整
- ・飲み物、食事等の手配（コーヒーブレイク、昼食）
- ・配布資料の印刷、製本

2. レセプション（令和5年4月16日）

- ・関係者との連絡調整等
- ・会場の運営
- ・備品の手配
- ・飲み物、食事の手配
- ・ICRU年次会合のオブザーバー、ICRU委員の同伴者が出席する。
オブザーバー、同伴者の費用は、発注者以外が負担する。

3. ICRU国際シンポジウム（令和5年4月19日）

- ・委員、招へい者、講演者との調整
- ・関係者との調整、計画作成、打ち合わせ等の実施
- ・会場、控室及び備品（ステージ等）の手配（新型コロナウイルス感染症対策の備品を含む。）
- ・会場図面の制作（会場レイアウト、ステージ立面図等）
- ・ステージ、会場装飾の制作、据付け
- ・映像機材、音声機材等の使用する機材の手配
- ・屋内誘導サインの製作
- ・進行台本の作成
- ・進行用スライドの作成
- ・進行用BGMの手配
- ・来場者向け配布資料（プログラム）の制作、印刷
- ・予稿集の印刷、製本（140ページ程度。150部を想定）

- ・告知（チラシ等の作成）
- ・司会者、同時通訳者及びカメラマンの手配
- ・司会者、講演者及び通訳者との事前打合せ
- ・参加受付（シンポジウム参加登録システムの運用等）及び案内
- ・屋内誘導サインの製作
- ・名札の製作
- ・当日の会場案内
- ・飲み物の手配
- ・シンポジウムの運営
- ・オンライン配信（現地そのままの音声、日本語通訳音声の2種類）、配信用URLの準備及び案内
- ・日本人講演者に対する交通費、宿泊費及び謝金の支払い
- ・外国人講演者及び司会者に対する謝金の支払い

4. ディナー（令和5年4月19日）

- ・関係者との調整、実施計画の作成、打ち合わせ等
- ・備品の手配
- ・会場、飲み物、食事等の手配
- ・ICRU委員の同伴者、ICRU年次会合のオブザーバー及び関係者が出席する。
同伴者の費用は、発注者以外が負担する。

5. ICRU委員等の移動及び宿泊

- ・ICRU委員15名の航空券の予約変更等の対応（航空運賃の支払いは、本業務に含まない。）
- ・ICRU委員15名の宿泊の予約変更等の対応
- ・宿泊期間は、令和5年4月15日から令和5年4月21日まで（6泊）である。
ただし、1名については、令和5年4月14日の宿泊を追加し（7泊）、令和5年4月22日に出国する委員（人数未定）については、令和5年4月21日の宿泊を追加する（7泊）。
- ・成田空港又は羽田空港から福島県いわき市までの送迎
- ・福島県浜通りから成田空港又は羽田空港までの送迎
- ・ICRU委員の同伴者及びICRU年次会合のオブザーバーについては、航空運賃及び宿泊費は、発注者以外が負担する。
- ・ICRU委員の同伴者及びICRU年次会合のオブザーバーについて、空港と福島県との間の移動については、ICRU委員と同乗できるようにする。
- ・成田空港と福島県いわき市間の移動について、ICRU委員の同伴者が同乗することにより追加費用が発生する場合は、発注者と協議すること。

6. I C R U委員の視察（令和5年4月20日～令和5年4月21日）

- ・関係者との調整、実施計画の作成、打ち合わせ等
- ・大型バスの手配 2台2日間分を想定
- ・I C R U委員の同伴者及びI C R U年次会合のオブザーバーのうち、視察希望者も参加する。

I C R U委員の同伴者に追加費用が発生する場合は、発注者以外が負担する。

・視察先との調整

視察先は、東京電力福島第1原子力発電所、東日本大震災・原子力災害伝承館を予定している。

東京電力福島第1原子力発電所の視察は、18名までとされている。このため、バスの添乗員及び運営担当者を除き、東京電力福島第1原子力発電所の視察希望者が18名を超える場合、その超える者については、福島県内に所在する東日本大震災、原子力災害に関する展示施設等の視察を企画運営する。

・通訳及び必要な機材の手配

視察者のグループごとに、通訳を手配する。

・昼食の手配

東日本大震災・原子力災害伝承館の視察前に、同館又はその近傍において昼食会場を設ける。視察に参加せず、帰国される委員に対して必要に応じて昼食を手配する。

・東日本大震災・原子力災害伝承館の視察後、成田空港、羽田空港、東京都内又は千葉市内に移動する。

・視察に参加せずに帰国するI C R U委員の成田空港又は羽田空港まで送迎する。I C R U委員の同伴者及びI C R U年次会合のオブザーバーも同乗する。

・視察に参加せず、又は東京電力福島第1原子力発電所の視察のみ参加する者については、バス又はハイヤー等により、成田空港、羽田空港、東京都内等に送迎する。移動する時間帯に応じて、昼食（弁当）を用意する。

・放射線医学研究所の視察に参加する者については、千葉市内の宿泊先から同研究所まで及び同研究所から空港まで、バス又はハイヤー等により送迎する。

・送迎については、効率的に実施する。

7. アンケートの実施

I C R U国際シンポジウムの来場者、出演者及び配信聴講者向けにアンケートを実施し、集計、分析をする。アンケート調査票の様式は、発注者から提供する。

8. I C R U国際シンポジウムの報告書の作成

- ・I C R U国際シンポジウムの報告書の作成（A4判。カラー。印刷部数150部）
- ・ウェブサイトに掲載する原稿の作成（デザイン、編集等）
- ・報告書及びウェブサイトに掲載する原稿の電子データを記録媒体（D V D等）に記録し、提出する。

9. その他

上記に掲げる事業に必要な業務等について企画提案し、発注者と調整して実施する。